富田林の自然を守る会会則

（名称）

第１条　当会は「富田林の自然を守る会」と称する。

（目的）

第２条　当会は次のことを目的とする。

①身近な自然に親しみ、自然を愛する心をやしなう。

②富田林の自然を守り、住みよいまちづくりをすすめる。

第３条　当会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

①自然観察会や調査活動を行う。

②講演会などを開き、自然保護について学習する。

③富田林市内の里山保全の活動を行う。

④機関誌「富田林の自然を守る会だより」を発行する。

⑤その他目的達成に必要な活動を行う。

（構成）

第４条　当会は第２条および第３条に賛同する個人および団体で構成する。

（財政）

第５条　当会の財政は、会費、行事参加費、寄付金および助成金等をもって充てる。

第６条　個人会員の会費は年間１口 1,000 円、団体会員の会費は年間１口 2,000 円とする。

第７条　助成金等の財源を得て取り組む事業については、特別会計を置く。

第８条　当会の会計年度は４月から翌年の３月までとする。

（役員）

第９条　当会に次の役員を置く。

代　表　　１名

会　計　　１名

会計監事　１名

世話人　若干名

上記役員の外に顧問を置くことができる。

第 10 条　役員の任期は１年とし、役員は総会で決定する。

（会議）

第 11 条　定期総会を年１回開催し、事業計画、予算、役員その他会の運営に必要な事項を審議する。総会は必要に応じ臨時に開催することができる。

第 12 条　世話人会は原則として毎月１回開催し、具体的な活動計画などについて審議する。

（事務局）

第 13 条　当会は事務局を代表宅に置く。

（残余財産の処置）

第 14 条　当会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法 11 条 3 項に掲げるもののうち総会において議決したものに譲渡する。

附則

①会の役員は次の会員とする。

代　表

会　計

会計監事

世話人

②この規約は 2008 年 6 月 13 日から適用する。

③2009 年 6 月 12 日一部改正。

④2012 年 6 月 1 日一部改正（第 14 条）。